

託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款の変更届出に係る
経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について（案）

令和 6 年 2 月 1 3 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

（趣旨）

本年 2 月に、みなし小売電気事業者から経済産業大臣に対し、特定小売供給約款の変更届出があり、本年 2 月 8 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に対して意見の求めがあったところ、本件への当委員会の対応方針について御審議をいただきたい。

1. 経緯

昨年 4 月に導入されたレベニューキャップ制度における一般送配電事業者の「収入の見通し」の変更や、本年 4 月からの発電側課金の導入を踏まえ、本年 1 月 1 7 日に、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づいて、一般送配電事業者 1 0 社の定める託送供給等約款の変更認可申請が認可された。

これを受け、本年 2 月 5 日及び同月 6 日に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）附則第 1 8 条第 4 項又は同法附則第 1 6 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法第 1 9 条第 4 項の規定に基づいて、みなし小売電気事業者 1 0 社から経済産業大臣に対して、特定小売供給約款の変更届出（以下「本届出」という。）が行われた。

【みなし小売電気事業者の一覧】

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

その上で、本年 2 月 8 日付け 2 0 2 4 0 2 0 5 資第 2 0 号のとおり、経済産業大臣から当委員会に、本届出に係る意見の求め（以下「本件」という。）があった。

本件は、電気事業法に基づく意見聴取ではないものの、特定小売供給約款料金の設定方法に係るものであることなどに鑑み、経済産業大臣から当委員会に対して意見の求めがあったものである。

2. 当委員会の対応

(1) 検討事項

当委員会は、本届出に係る特定小売供給約款料金が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号）に則って算定されていることを前提に、託送供給等約款の変更に伴う特定小売供給約款料金の料金原価の変動等が、特定小売供給約款料金に適切に反映され、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことなどを確認する。

(2) 検討プロセス

当委員会は、料金制度専門会合（以下「専門会合」という。）において、本届出について中立的・客観的かつ専門的な観点で確認する。その上で、専門会合における確認結果について、当委員会で審議し、経済産業大臣に対して意見回答を行う。

3. 参照条文等

■ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条

1～3 （略）

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法（中略）第十九条第三項から第五項まで（中略）の規定（中略）は、（中略）なおその効力を有する。（以下略）

5～7 （略）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条

1・2 （略）

3 みなし小売電気事業者は、（中略）一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が同法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（中略）で設定した料金（中略）の額の増加に対応する場合には、（中略）特定小売供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし小売電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、（中略）その旨及びその変更後の特定小売供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 （略）

6 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

7 経済産業大臣は、第四項の規定による届出に係る特定小売供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該みなし小売電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その特定小売供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

■ 改正前の旧電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条

1・2 (略)

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款（中略）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6～10 (略)

■ 電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(20160325資第12号)

第2 処分の基準

(5) 特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令
特定旧法第19条第5項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第1号要件〕

② 特定小売供給約款が、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第23号。以下「算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、すべての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。〔第3号要件〕

(13) 改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令

改正法附則第18条第7項の規定によるみなし小売電気事業者の特定小売供給約款の変更命令については、同条第6項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、(中略)一般送配電事業者に支払うべき当該一般送配電事業者が(中略)認可を受けた託送供給等約款(中略)で設定した料金(中略)の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合〔第1号要件〕
- ② 特定小売供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ③ 特定小売供給約款が、算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合。特に、同令に基づき非特定需要及び特定需要ごとに整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の設定が公平でない場合。〔第4号要件〕

■ 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会
第三次中間取りまとめ(2022年1月)

I. 強靱な電力ネットワークの形成

(1) 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立する託送料金改革

(h) その他

⑤託送料金の変動を小売経過措置料金に機動的に反映する仕組みについて

(前略)託送料金については、電力・ガス取引監視等委員会により、透明なプロセスを経た上で、厳格な査定が行われることになることから、みなし小売電気事業者による小売経過措置料金の変更届出にあたっては、変動した託送料金を機械的に小売経過措置料金に当てはめることを基本とすることが適当である。(以下略)

■ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第65回 電力・ガス基本政策小委員会
資料4-1 (抜粋・一部加工)

発電側課金の小売経過措置料金への機動的な反映について

- 建議においては、発電側課金を小売料金に適正に当てはめるため、所要の制度的措置の検討の必要性について付言されている。
- 発電側課金は、現在、託送料金で回収している費用の一部を発電事業者にも負担を求めるものであり、その料金については電力・ガス取引監視等委員会による厳正な審査が行われ、レベニューキャップ制度下で収入上限を上回らない範囲で料金の変更が可能である。また、発電事業者が小売電気事業者に転嫁する発電側課金相当分は、小売電気事業者にとって外生的に発生する費用である。
- こうした発電側課金の性格も勘案すれば、小売電気事業者間の公平な競争環境を確保する観点から、託送料金改定時の小売経過措置料金への当てはめ(※)と同様に、発電側課金についても小売経過措置料金に機動的に反映できる仕組みとしてはどうか。

※小売経過措置料金において、託送料金の変動に対応する場合には、託送料金の変動を機動的に料金に反映することを認めている。